

政策提言

個々の子どもの状況に応じた、
多様な学びの場の提供を

令和6年3月21日

鹿児島県議会

はじめに

この度、政策提言の検討や政策条例の対象事項の調査等を行うために設置している「政策立案推進検討委員会」から、「不登校対策」について提言すべきとの報告を受けました。

不登校児童生徒数は年々増加しており、令和4年度には、全国で約36万人、本県においても約4,500人（公立学校）となり、過去最高を更新しました。

また、国においては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す基本方針が示されているところです。

このような中、県議会として検討した結果、児童生徒の心の小さなSOSを早期に発見し、その支援に取り組むとともに、県内どこに住んでいても、不登校の児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境を整えることは、県政にとって重要かつ喫緊の課題であると考えます。

知事におかれては、この提言「個々の子どもの状況に応じた、多様な学びの場の提供を」の趣旨をお汲み取りいただき、積極的に取り組まれるよう県議会として強く要望します。

令和6年3月21日

鹿児島県議会

議長 松里 保廣

個々の子どもの状況に応じた、多様な学びの場の提供を

1 提言の背景

(1) 不登校児童生徒を取り巻く情勢

令和4年度の全国の不登校児童生徒数は約36万人で、過去最多を更新した。そのうち、小学校は約10万5千人、中学校は約19万4千人、高等学校は6万1千人で、小・中学校では10年連続で増加している。また、小・中学校の不登校児童生徒のうち、学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒数は約11万4千人（38%）と過去最多を記録した。

背景として、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で、交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等が挙げられている。

国においては、「教育機会確保法（平成28年公布）」に基づく「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（平成29年3月策定）」により、学校への登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す方針が示された。

また、不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにすることを目指し、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）（令和5年3月策定）」を取りまとめ、各県教育委員会教育長等に対し、プランを踏まえた不登校対策の速やかな推進を求めている。

(2) 不登校児童生徒に係る本県の現状

令和4年度の県内公立学校の不登校児童生徒数は4,507人（前年度比819人増）で、過去最多を更新した。そのうち、小学校は1,240人（前年度比407人増）、中学校は2,503人（前年度比350人増）、高等学校は764人（前年度比62人増）で、小・中学校では5年連続で増加している。要因としては「無気力、不安」（小学校42.3%、中学校47.0%、高等学校34.0%）が最も多くなっているが、その背景は様々であると考えられる。

また、不登校児童生徒のうち、市町村が設置する教育支援センター（※1）に通う児童生徒は270人（小学生48人、中学生222人）、フリースクール（※2）等の民間施設等に通う児童生徒は267人（小学生134人、中学生133人）となっている（令和5年9月末現在）。

県においては、令和5年度に県内全小・中学校等にスクールカウンセラー（※3）98人を派遣しているが、スクールカウンセラーを週4時間以上定期配置している学校は、小学校で3.3%、中学校で10.7%、高等学校10.1%と、全国平均の24.4%、64.5%、41.2%を大きく下回っている（令和4年度）。

県内市町村においては、学校を中心に不登校対策に取り組んでいるが、地域の地理的・財政的事情により取組に格差がある。

離島や中山間地域等の地理的条件にかかわらず教育機会の確保を図るためには、県として積極的に取り組む姿勢が求められる。

（3）課題

増加する不登校児童生徒への対応として、心や体調の変化の早期発見・早期支援とともに、学びの場の確保が求められている。

不登校の要因や背景は、複雑・多様化しており、児童生徒それぞれの状況をしっかり把握することが、心の小さなSOSに気づき、また必要な支援を検討していくために重要である。

また、学校においては、「チーム学校」（※4）での取組等が実施されているところであるが、教師の業務は多忙を極め、児童生徒一人一人に向き合う時間を確保することは困難な状況にある。

さらに、スクールカウンセラー等も活用されているが、必要なタイミングで相談できる体制がある学校は少なく、保護者に対する相談・フォロー体制も十分とは言えないとの声も聞かれる。

そのため、不登校対策において重要な役割を果たす学校が関係機関等と連携し、不登校児童生徒への支援体制を整備・強化することが、早急に必要である。

一方で、前述の国の基本指針や県の「かごしま未来創造ビジョン（令和4年3月改訂）」においても、登校という結果のみを目標としない方針が示されている中、学校以外の学びの場（フリースクール等の民間施設等への通所や自宅等でのICT学習など）は、児童生徒の社会的な自立に向け、重要な受け皿となっている。

このような学校以外の学びの場は、その形態や教育の内容も様々であり、一律に取り扱うことは困難ではあるが、県においてはその重要性に鑑み、これらを利用する保護者の負担軽減や情報の把握・提供など、県内どこに住んでいても学びたいと思った時に学べる環境が整備されるよう取り組んでいくことが必要である。

以上の観点から、次のとおり提言する。

2 提言

(1) 学校の不登校対策への取組の強化

① 現状の把握及び分析と支援体制の強化

ア 不登校の要因等の把握及び分析

不登校対策を考える上で、事実の把握によって問題を共有することが重要であることから、当事者の声を汲みあげながら不登校の複合的な背景・要因を正確に把握及び分析すること。

また、現在不登校の児童生徒がそれぞれに必要な学びや支援につながっているかを把握すること。

イ 学校における働き方改革の更なる推進

子どもの気持ちを十分に傾聴し、児童生徒の心の小さなSOSの発見につなげるためには、教師が子どもと向き合う時間の確保が重要である。不登校対策の実効性を高めるために学校における働き方改革（教職員定数の改善や支援スタッフの配置、教師の業務の役割分担など）を加速させること。

ウ スクールカウンセラー等の充実・強化

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー（※5）の配置の充実及び処遇の改善を図るとともに、教室に入りづらい児童生徒が、学校内で落ち着いて過ごせるようスペシャルサポートルーム等（※6）の設置を促進し、校内における受入体制の整備を図ること。

エ 保護者への支援体制の整備

不登校児童生徒を持つ保護者は様々な悩みを抱えており、保護者の不安を和らげられる体制の充実が求められている。民間も含め相談窓口や学びの場など有益な情報を提供できる体制を整えること。

② 学校と関係機関等との連携強化

ア 教育支援センター等の充実・強化

地域の拠点として、不登校の児童生徒への支援に加え、その保護者が必要とする情報の提供等を行う教育支援センターの設置及び機能強化を促進すること。

また、県内どこにいても児童生徒やその保護者が、学校以外でも身近に相談できるような窓口を、地域の事情を踏まえ、整えるとともに、その周知を図ること。

イ 関係機関等のネットワークの構築

児童生徒が不登校になった場合、学校を通じて多様な学びにつながるができるよう関係機関等（県，市町村，スクールソーシャルワーカー，教育支援センター，相談支援窓口，かごしま子ども・若者総合相談センター，県こども総合療育センター，大学，NPO等の団体，保護者の会等）のネットワークを構築し，支援の仕組みを整えること。

ウ 福祉と教育の連携

児童生徒の心身の状態の変化の早期発見や，児童生徒や保護者の包括的な早期からの支援のため，県及び各地域における福祉部局と教育委員会との連携を強化すること。

(2) 不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備

① 学校以外の学びの場の活用

ア 民間施設等の学びの場の活用

不登校児童生徒の重要な受け皿となっているフリースクール等の民間施設の利用にあたっては，学校以外の様々な経済的負担（利用料，交通費等）が生じ，利用を断念する事態も生じている。そのため，児童生徒の特性に応じた施設が自由に選択及び利用できるよう，保護者の経済的負担の軽減を図ること。

イ 自宅等での学習支援

学校やフリースクールに通えない児童生徒の学びの場を確保するため，オンラインや自宅等で学習する児童生徒の支援を行うこと。

ウ 出席扱いの取扱いの透明化

教室以外の学習等について，指導要録上の出席扱いの判断は各校に委ねられており，同じ状況であっても取扱いが異なる場合がある。そのため，児童生徒及び保護者が教室以外の場所でも安心して学べるよう，また進学に不利になることがないように，県内学校における出席の取扱い基準を示すなど，その取扱いの透明化に努めること。

② 学びの多様化学校の設置の検討

学びの多様化学校（※7）については，文部科学省において全ての都道府県・政令指定都市に設置され，児童生徒が居住地によらず通えるよう，分教室型を含めた設置を目指すことが示されている。そのため，本県においても，学びの多様化学校の設置について，その必要性も含め検討を行うこと。

(3) 提言に係る諸施策の推進について

提言に掲げる諸施策が推進されるよう、十分な予算の確保に努めること。
また、施策を推進するに当たっては、部局を横断した全庁的な連携を図ること。

※1 教育支援センター

各地域の教育委員会が開設していて、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行ってくれる場所。市の施設など、公の建物の中にあることが多く、利用料は基本的に無料。

※2 フリースクール

不登校の児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。その規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性のもとに設置・運営されている。

※3 スクールカウンセラー

児童生徒の心のケアや、ストレスへの対処法など心に関する授業を行う心理の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のこと。臨床心理士などの資格を持っている方が多い。

※4 チーム学校

教師と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門性をもつ職員が、一つのチームとして連携・分担して児童生徒の支援等にあたるとともに、学校と地域・関係機関とが連携・協働して社会全体で支援を充実させていくことが求められている。

※5 スクールソーシャルワーカー

児童生徒やその保護者に福祉・医療的な支援が必要な場合に、福祉の窓口につないでくれたり、手続きの補助などをしてくれたりする福祉の専門家で、教育委員会から学校などに派遣または配置される方のこと。社会福祉士や精神保健福祉士などの資格を持っている方が多い。

※6 スペシャルサポートルーム等

校内教育支援センター。学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した居場所のこと。児童生徒のペースに合わせて相談に乗ってくれたり学習のサポートをしてくれたりする。

※7 学びの多様化学校

いわゆる不登校特例校。学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校（小・中・高等学校等）のこと。

I 不登校に関する法的根拠等

1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律

(平成28年法律第105号) ※一部抜粋

(基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

(学校における取組への支援)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るための取組、児童生徒の置かれている環境その他の事情及びその意思を把握するための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十一条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するために必要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者(学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。)に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする。

※ 「教育機会確保法」とも呼ばれている。

2 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針

(平成29年3月31日 文部科学省) ※一部抜粋

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

(3) 基本的な考え方

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。なお、これらの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない。

3 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について（通知）

(令和5年3月31日 文部科学省) ※一部抜粋

記

1. 不登校児童生徒が学びたいと思った時に学べる環境の整備

児童生徒が不登校になった場合でも、小・中・高等学校等を通じて、学びたいと思った際に多様な学びにつながるができるよう、不登校児童生徒の個々のニーズに応じた受け皿を整備するとともに、教育支援センターが地域の拠点となって、児童生徒や保護者に必要な支援を行うことが重要であること。

(6) 高等学校等の生徒を含めた支援

高等学校等の段階においても、不登校の生徒が多数に及ぶこと等を踏まえ、切れ目のない不登校対策を行っていくことが重要であること。

中学校卒業後に高等学校等に進学した生徒が悩みを抱える場合に、小・中学校のように学校でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談ができず支援が途切れてしまう場合があり、このため、各都道府県においては、従前から措置している電話・SNS等を活用した相談事業や令和5年度より新たに措置されるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのオンラインを活用した支援のための配置を活用して、小・中学校の児童生徒のみならず、高等学校等の生徒等への支援を行うことが求められること。

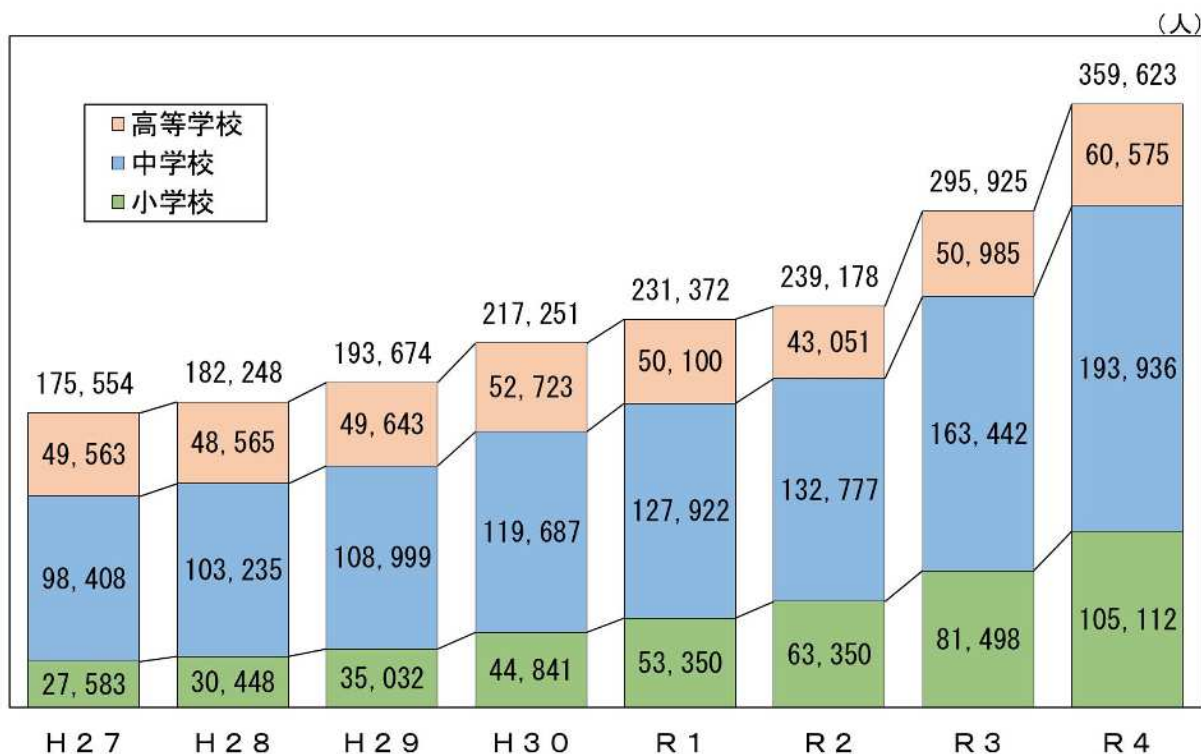
また、各学校及びその設置者においては、児童生徒の進学や転校等にあたっては「児童生徒理解・支援シート」等を活用し、必要な支援の内容等が個人情報保護に留意しつつ適切に進学先等に引き継がれるようにすることが求められるとともに、高等学校等を含め、引き継がれた進学先等においては、当該シートを活用して、適切な支援や配慮を行う必要があること。

<p>※Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning</p> <p>誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」(概要)</p>	<p>○小・中・高の不登校が約30万人に急増。90日以上の不登校であるにもかかわらず、学校内外の専門機関等で相談・指導等を受けられていない小・中学生が4.6万人に。</p> <p>⇒不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指し、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する 3. 学校の風土の「見える化」を通じて、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする <p>ことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現するためのプランを、文部科学大臣の下、とりまとめ。</p> <p>○今後、こども政策の司令塔であるこども家庭庁等とも連携しつつ、今すぐできる取組から、直ちに実行。また、文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」を、こども家庭庁の参画も得ながら、文部科学省に設置。進捗状況を管理しつつ取組を不断に改善。</p>	<p>主な取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える <p>仮に不登校になったとしても、小・中・高等を通じて、学びたいと思った時に多様な学びにつながるようなことができるよう、個々のニーズに応じた受け皿を整備。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○不登校特別校の設置促進 (早期に全ての都道府県・指定都市に、将来的には分教室も含め全国300校設置を目指し、設置事例や支援内容等を全国に提示。「不登校特別校」の名称について、関係者に意見を募り、より子供たちの目線に立ったものへ改称)。 ○校内教育支援センター(スペシャリストルーム等)の設置促進 (落ち着いた空間で学習・生活できる環境を学校内に設置) ○教育支援センターの機能強化 (業務委託等を通して、NPOやプリースクール等との連携を強化。オンラインによる広域支援。メタバースの活用について、実践事例を踏まえ研究) ○高等学校等における柔軟で質の高い学びの保障 (不登校の生徒も学びを続けて卒業することができるような学び方を可能に) ○多様な学びの場、居場所の確保 (こども家庭庁とも連携。学校・教育委員会等とNPO・プリースクールの連携強化。夜間中学や、公民館・図書館等も活用。自宅等での学習を成績に反映) 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する <p>不登校になる前に、「チーム学校」による支援を実施するため</p> <ol style="list-style-type: none"> 1人1台端末を活用し、小さなSOSに早期に気付くことができるようにするとともに、不登校の保護者も支援。 1人1台端末を活用し、心や体調の変化の早期発見を推進 (健康観察にICT活用) 「チーム学校」による早期支援(教師やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、養護教諭等が専門性を発揮して連携。こども家庭庁とも連携しつつ、福祉部局と教育委員会との連携を強化) 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援 (相談窓口整備。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが保護者を支援) 	<ol style="list-style-type: none"> 3. 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする <p>学校の風土と欠席日数には関連を示すデータあり。学校の風土を「見える化」して、関係者が共通認識を持って取り組めるようにし学校を安心して学べる場所に。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校の風土を「見える化」(風土等を把握するためのツールを整理し、全国へ提示) ○学校で過ごす時間の中で最も長い「授業」を改善 (子供たちの特性に合った柔軟な学びを実現) ○いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応の徹底 ○児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進 ○快適で温かみのある学校環境整備 ○学校を、障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場に
				<p>実効性を高める取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エビデンスに基づきケースに応じた対応を可能にするための調査の実施 (一人一人の児童生徒が不登校となった要因や、学びの状況等を分析・把握) ○学校における働き方改革の推進 ○文部科学大臣を本部長とする「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策推進本部」の設置

Ⅱ 不登校児童生徒の現状

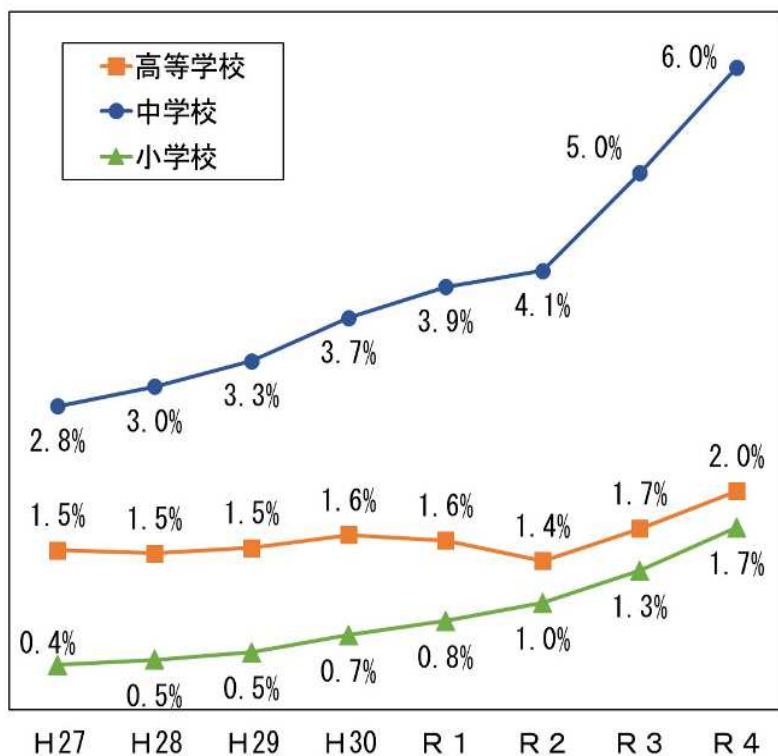
1 不登校児童生徒数の推移（全国／国公立）

（1）不登校児童生徒数の推移



資料：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より作成

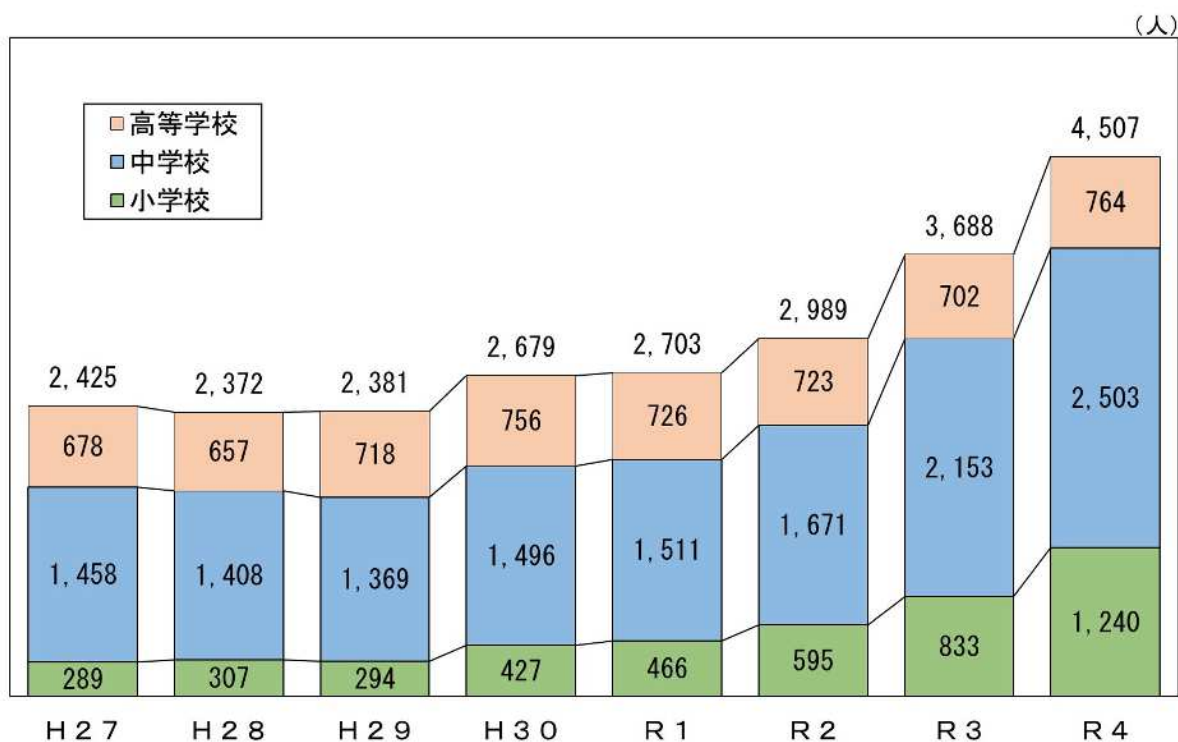
（2）不登校児童生徒の割合



資料：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より作成

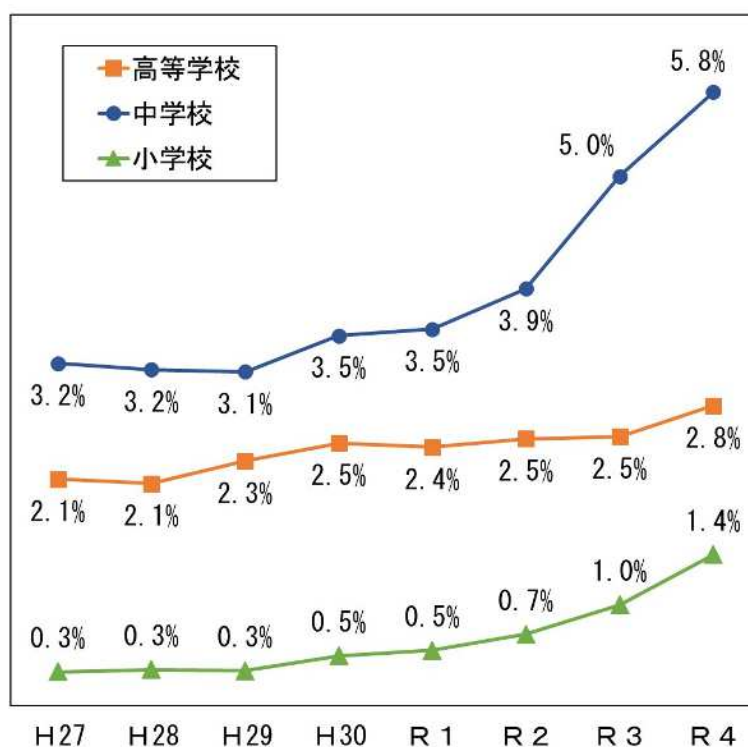
2 不登校児童生徒数の推移（鹿児島県／公立）

(1) 不登校児童生徒数の推移



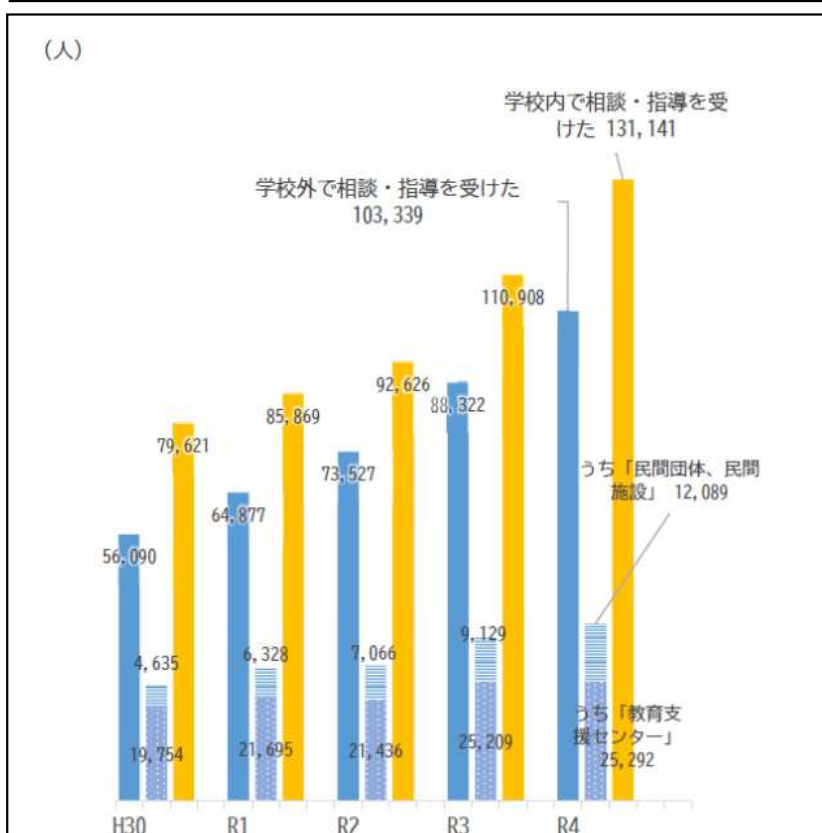
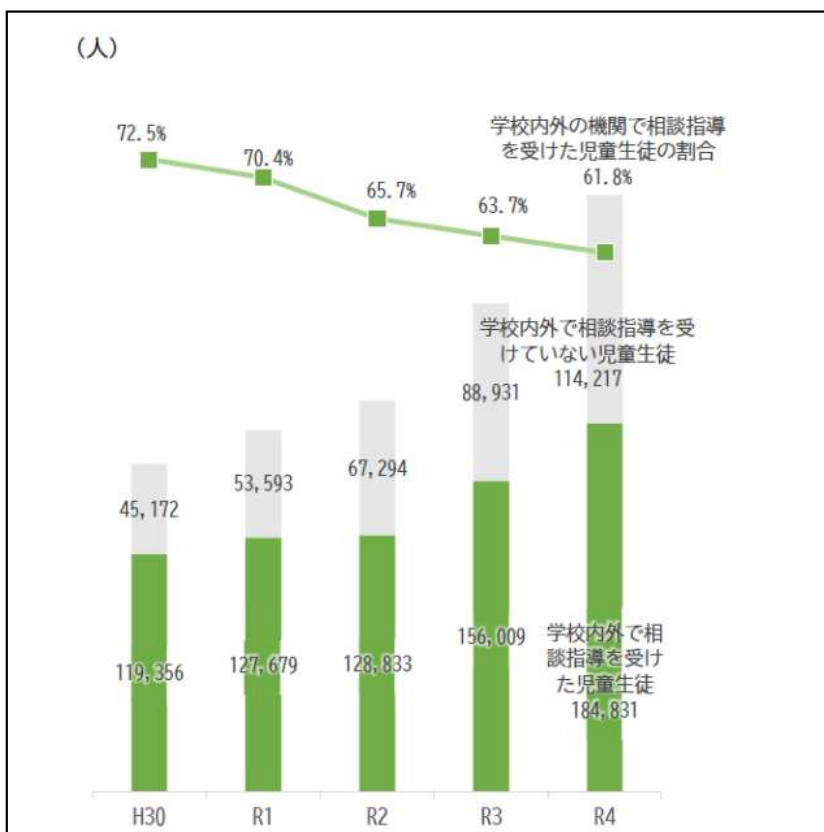
資料：令和元年度及び令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等（鹿児島県公立学校）の状況について（鹿児島県教育委員会）より作成

(2) 不登校児童生徒の割合



資料：令和元年度及び令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等（鹿児島県公立学校）の状況について（鹿児島県教育委員会）より作成

3 不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況(全国小・中学校/国公立)



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、内数と合計は一致しない。

資料：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

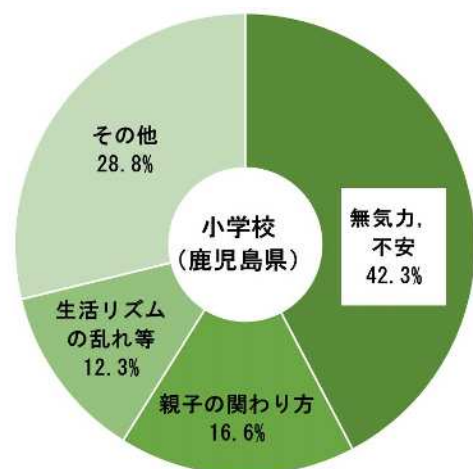
4 不登校の要因

(1) 小学校

① 全国（国公立）

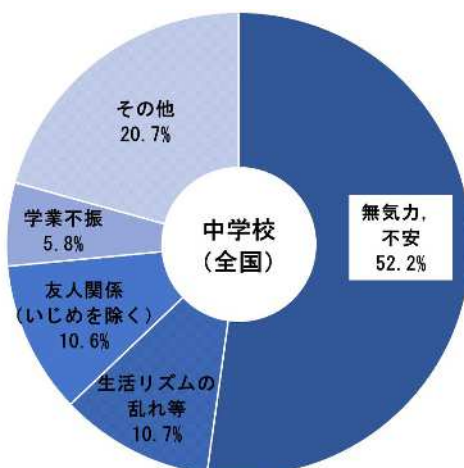


② 鹿児島県（公立のみ）

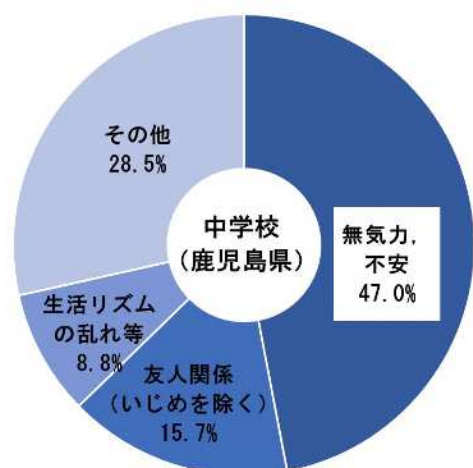


(2) 中学校

① 全国（国公立）

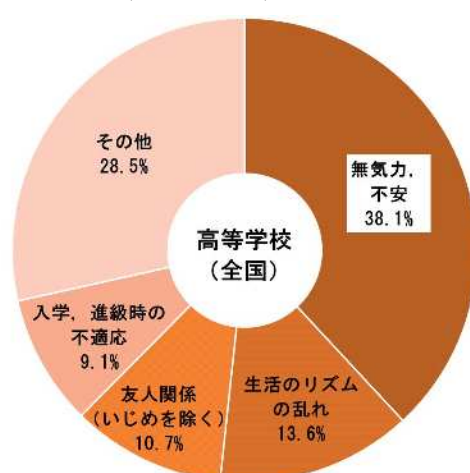


② 鹿児島県（公立のみ）

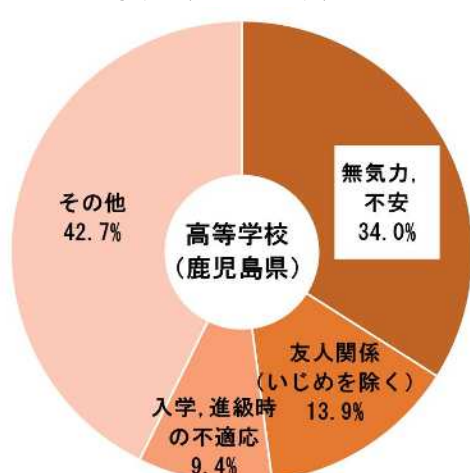


(3) 高等学校

① 全国（国公立）



② 鹿児島県（公立のみ）



※ (1) ~ (3) 共通

全国資料：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）より作成

鹿児島県資料：令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等（鹿児島県公立学校）の状況について

（鹿児島県教育委員会）より作成

5 教育支援センターに通う児童生徒数及び設置数の推移（鹿児島県）

区 分 \ 年 度		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
児童 生徒数 (人)	小学校	23	39	37	63	58	48
	中学校	211	264	277	339	328	222
	計	234	303	314	402	386	270
設 置 数 ※		24	27	28	36	34	36
自 治 体 数 ※		18	20	21	25	23	23

※ 9月30日現在で在籍者がいる教育支援センターだけカウントしている。

資料：長期欠席児童生徒の状況調査（鹿児島県教育委員会）

6 教育支援センターの設置状況（鹿児島県）

令和5年9月30日現在

施設所在地	名称（●は校内教育支援センター）
1 鹿児島市	1 フレンドシップ鴨池 ●
	2 フレンドシップ城西 ●
	3 フレンドシップ谷山 ●
	4 フレンドシップ長田 ●
	5 フレンドシップ南 ●
2 日置市	6 日置市ふれあい教室
3 いちき串木野市	7 いちき串木野市教育支援センター
4 指宿市	8 適応指導教室（なのはな教室）
	9 適応指導教室（ツマベニ教室）
5 南さつま市	10 レインボー教室
6 南九州市	11 ふれあい教室「スマイル」
7 出水市	12 ほっとハウス(出水市)
	13 心の教室（出水市立出水中内） ●
	14 心の教室（出水市立米ノ津中内） ●
	15 心の教室（出水市立高尾野中内） ●
8 薩摩川内市	16 スマイルルーム（薩摩川内市）
9 さつま町	17 さつままる～ム（さつま町）
10 阿久根市	18 たんぽぽ学級（阿久根市立阿久根小内）
	19 きらめきテラス（阿久根市立阿久根中内） ●
11 霧島市	20 国分教育支援センター
	21 隼人教育支援センター
12 伊佐市	22 伊佐市教育支援センター〔ふれあい教室〕
13 始良市	23 始良ふれあい教室
	24 加治木ふれあい教室
14 湧水町	25 適応指導教室(湧水町)
15 鹿屋市	26 マイフレンドルーム
16 志布志市	27 ふれあい教室「松風」（志布志市）
17 曾於市	28 ふれあい教室（曾於市）
18 西之表市	29 西之表市教育支援センター
19 中種子町	30 フレンドコネクト
20 屋久島町	31 北部教育支援センター
	32 南部教育支援センター
21 奄美市	33 ふれ合い教室
22 瀬戸内町	34 ふれあい教室(古仁屋中内) ●
	35 さくらアネックス
23 龍郷町	36 龍郷町教育支援センター

資料：長期欠席児童生徒の状況調査（鹿児島県教育委員会）

7 フリースクール等の民間施設に通う児童生徒数と設置数の推移（県内の施設のみ）

区 分		年 度						うち 出席扱いし ている人数
		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	
児童 生徒数 (人)	小学校	34	27	30	51	84	134	46
	中学校	26	33	58	51	87	133	81
	計	60	60	88	102	171	267	127
設 置 数 ※		15	16	21	27	41	84	

※ 9月30日現在で在籍者がいる民間施設だけカウントしている。

資料：長期欠席児童生徒の状況調査（鹿児島県教育委員会）

8 スクールカウンセラーの配置状況

(%)

区 分	小学校				中学校				高等学校			
	定期配置		不定期 配 置	無	定期配置		不定期 配 置	無	定期配置		不定期 配 置	無
	週4時間 以上	週4時間 未満			週4時間 以上	週4時間 未満			週4時間 以上	週4時間 未満		
全 国	24.4	38.6	28.3	8.7	64.5	21.5	11.6	2.4	41.2	34.8	17.8	6.2
福岡県	28.1	26.0	45.9	-	85.6	14.4	-	-	39.9	37.0	16.3	6.8
佐賀県	5.7	73.1	21.2	-	42.9	28.6	28.6	-	13.8	55.9	30.3	-
長崎県	3.5	29.5	29.1	37.8	77.6	13.7	-	8.8	46.4	13.0	9.5	31.1
熊本県	5.7	29.5	46.4	18.5	31.5	43.1	25.4	-	43.8	38.2	18.0	-
大分県	37.5	49.8	6.9	5.7	89.8	10.2	-	-	84.4	4.4	-	11.3
宮崎県	3.1	2.6	43.2	51.1	49.0	10.2	22.1	18.7	8.4	22.9	25.3	43.3
鹿児島県	3.3	42.0	53.6	1.1	10.7	44.0	42.8	2.5	10.1	71.5	17.3	1.1
沖縄県	11.2	54.7	34.1	-	42.0	29.1	28.9	-	55.1	38.9	6.0	-

資料：令和4年度学校保健統計調査（文部科学省）より作成

9 かがしま未来創造ビジョン（改訂版） ※一部抜粋

1 子どもの夢や希望を実現する教育環境づくり

2 施策の基本方向

① 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

- いじめについては、一件でも多く発見し、それらを解消することを、また、不登校児童生徒への支援については、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。

併せて、高度で専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラー等の専門家を活用した相談体制の充実や関係機関との連携により、児童生徒一人ひとりがかけがえのない個人として、ともに尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等を図ります。